

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月17日
【会社名】	Umios株式会社 (旧会社名 マルハニチロ株式会社)
【英訳名】	Umios Corporation (旧英訳名 Maruha Nichiro Corporation) (注) 2025年6月25日開催の第81期定時株主総会の決議により、2026年3月1日から会社名及び英訳名を上記のとおり変更しました。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 安田 大助
【最高財務責任者の役職氏名】	常務執行役員 小関 仁孝
【本店の所在の場所】	東京都港区高輪二丁目21番2号 (注) 2026年3月1日付で、東京都江東区豊洲三丁目2番20号から上記に移転しました。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長執行役員安田大助及び常務執行役員小関仁孝は、当社の第82期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。